

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年3月29日（平成29年（行情）諮問第110号）

答申日：平成29年9月27日（平成29年度（行情）答申第248号）

事件名：登録政治資金監査人の登録一覧の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「登録政治資金監査人のうち、非公告としたい旨の申請があった方についての非公告の情報が分かるもの」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月26日付け政適委第405号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

士業種別、事務所の名称及び所在地並びに研修修了の有無について非公開としているのはわがままであり認められないため。

士業種別は開業している士業の種別であるから非公開とする理由はないし、非公告としたい旨の申し出をしても士業の登録は公開されておりその氏名で検索すれば特定可能であるから非公開の理由はない。

事務所の名称及び所在地についても士業種別と同様で非公開の理由はない。よってこれらの情報は法令の規定や慣行により公にされている情報である。

研修終了の有無については、登録政治資金監査人の研修を終了したか否かについての情報であり、政治資金監査という重要な職業におけるものであるから、公開を予定している情報であると考えられる。研修を受けていない者が政治資金監査を行って過誤を生ずる危険性などを考えれば公開として政治家及び報道機関等が適切に研修を終了した者に監査させているか否かを判断できる材料とするほうが適切である。

##### （2）意見書

登録政治資金監査人については、以下のとおり公開すべきである。

- ア 不特定の国会議員関係政治団体からの政治資金監査の依頼を望まない者がいる可能性があるということであるが、士業であるからといって依頼に応じる義務がない（一部応じる義務が適用される士業がある）場合は、拒否する権利があるから、断れば良い事になり、名簿上の表記の仕方について、不特定からの依頼を望まない欄を設ければ良いことになるので理由があるとはいえない。
- イ 政治資金監査報告書は無責任のものではなく専門職として作製されるものであり、主にマスコミがこの監査報告について疑義を抱いた際に問い合わせることが考えられる。他方で、「不特定多数の者から悪意ある連絡を受けるおそれ」は、具体的な蓋然性があるとはいえない。
- ウ 政治資金監査は、士業でなければ登録できないし、業務として引き受けるものであり、士業の事務所と自宅を別にしている者が多いから、事務所を自宅と兼ねる者が必ずしも多くない。事務所と自宅を兼ねている場合は士業団体等から公開されている場合もある。
- エ DVやストーカー被害は、士業を営まない一般個人の場合には検討する必要があるが、本件はいずれも士業を営む個人であり、犯罪被害としての対応やストーカー規制法での対応が可能であり、急迫の危険があるとはいえない。通常、そのような局面に遭っている士業者はまれである。急迫の危険があるという場合、具体的な脅威である必要があり、掲載されている個人からの主張もないのに、推測だけで決めつけるのは不適切である。
- オ 登録政治資金監査人の偏在が大きい事は東京に官庁が集中していることが原因であり、政治資金適正化委員会の事務局の移転をはじめとした一括集中の打破が不可欠である。
- カ 公認会計士の事務所の所在地について、個人事務所が市町村名までの開示になっていると仮にすれば、市町村名までは公開すべきことになる。
- キ 信義則を理由に情報公開法の適用が左右されることは原則ないから、非公告としたい旨の申請があっても、信義則が適用されることはなく、また、非公告としたい旨の申請があったからといって非公開にできる旨の特例は存在しないから、不適切な主張である。
- したがって、原処分は不当である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、法4条1項の規定に基づいて行った平成28年11月28日付けの行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、処分庁が法9条1項の規定に基

づいて行った同年12月26日付けの開示決定（原処分）を不服として、同月29日付けをもって行われたものである。

(2) 本件審査請求の対象となる行政文書

ア 本件開示請求の内容

平成28年11月28日付けの本件開示請求の内容は、以下のとおり。

登録政治資金監査人のうち、非公告としたい旨の申請があった方についての非公告の情報が分かるもの

イ 原処分について

処分庁では本件開示請求に係る行政文書中に、法5条1号（非公告としたい旨の申請があった登録政治資金監査人に係る「士業種別」、「事務所の名称及び所在地」並びに「研修修了の有無」）に該当する部分があると認められたため、当該部分を不開示とする原処分を行い、平成28年12月26日付け政適委第405号をもって審査請求人に通知したところである。

(3) 審査請求について

審査請求人は、平成28年12月29日付け（平成29年1月5日受理）で、原処分に対し、下記の理由により、原処分を取り消す（不開示とした部分について全て開示する）ことを求める審査請求を行った。

（審査請求理由）

上記第2の2（1）に同じ。

(4) 諮問庁の意見

以下のような理由から原処分を維持することが妥当である。

本件において対象となった行政文書は、登録政治資金監査人の一覧表で、登録政治資金監査人の「登録番号」「登録年月日」「氏名」「士業種別」「事務所の名称及び所在地」並びに「研修修了の有無」を表形式にし、総務省ホームページで公開するために作成している文書であり、原処分における不開示箇所は、登録政治資金監査人への登録申請の際に、総務省ホームページでの公開においては、非公告としたい旨の申請があった者の「士業種別」「事務所の名称及び所在地」並びに「研修修了の有無」に係る箇所である。

本件対象文書は、個々の登録政治資金監査人の氏名、士業種別、事務所の名称及び所在地等が記載されており、全ての情報が、各登録政治資金監査人に係る個人に関する情報に該当する。このうち、「登録番号」、「登録年月日」及び「氏名」については、他の法令で定められている各種資格の登録と同様に、登録時に官報により公告しており、法令の規定により公にされている情報であるため開示した。

しかし、「士業種別」、「事務所の名称及び所在地」並びに「研修修了の有無」については、個人の情報であり、文書発送などの各種事務処理のために得ている情報であるため、積極的に公開すべきものではなく、法令の規定により又は慣行として公にされる情報には当たらないので、不開示情報に該当する。ただし、総務省においては、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体の利便に供することを目的として、登録申請の際に、総務省ホームページ上での公開について承諾を得たものに限り掲載することとしており、この場合については、総務省ホームページに掲載し、公にしているため開示した。一方、総務省ホームページ上での公開について、公にすることにより不利益を被るおそれがあることから、非公告としたい旨の申請があったものについては、総務省ホームページには掲載しないという取扱いとしている。

以上により、当該不開示箇所については、個人に関する情報であり、法5条1号イからハまでに該当すると認められないことから、原処分において、不開示と判断したものである。

なお、「士業種別」、「事務所の名称及び所在地」については、各士業関係団体のホームページにおいて公開されていることは承知しているが、公認会計士及び税理士に関しては、事務所の名称及び所在地について特段の事情により非公告としたい旨の請求が認められた者の情報を公開しない取扱いとしていることを確認している。また、公認会計士の事務所の所在地に関しては、監査法人以外の個人事務所については市区町村名までの公開とされていることも確認している。さらに、登録政治資金監査人の氏名で、インターネット等を使い検索をしても、同姓同名の者がいることなどから、特定することが確実に可能であるとまではいえない。

また、「研修修了の有無」については、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）19条の27第2項において、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した者に対してその旨を証する書面「政治資金監査研修修了証書」を交付することとしており、国会議員関係政治団体が登録政治資金監査人に政治資金監査を依頼する際に当該書面で研修修了の有無が確認できるものであり、さらに、政治資金監査報告書に当該書面の研修修了年月日を記載することとなっているので、これらにより研修修了の有無を確認できるので、公開を予定している情報ではない。

「士業種別」、「事務所の名称及び所在地」並びに「研修修了の有無」を非公告としたいと申請があった登録政治資金監査人は、不特定の国会議員関係政治団体からの政治資金監査の依頼を望まないといっ

た事情で非公告申請しているケースなどが考えられ、こうした点を考慮せずに本人の意思に反して公開することは、個人の権利利益を害するおそれがある。

飽くまでも、政治資金監査は、弁護士、公認会計士、税理士の各士業の本来の業務として行っているのではなく、登録政治資金監査人の資格を持った個人として行っているもの（事務所としてではなく個人として政治団体から請負うもの）であり、事務所を自宅と兼ねている者も多く、DV等から知られたくない者がいたり、また、政治資金監査報告書には登録政治資金監査人の氏名が記載され政治資金収支報告書とともに公開されていることから、当該者が行った政治資金監査の結果などについて不特定多数の者から悪意ある連絡を受けるといったことが考えられ、当該非公告としている情報を本人の意思に反して公開することは、個人の権利利益を著しく害するおそれがあり、本人が開示することを望まない以上、公開の対象とすることは妥当でない。よって、不開示とすることが相当である。

以上のことから、原処分は適当である。

## 2 補充理由説明書

諮問庁としては、当初の理由説明書（上記1）において、原処分の妥当性について説明したところであるが、以下のとおり説明を補充する。

原処分においては、登録政治資金監査人の一覧表に掲載されている「登録番号」、「登録年月日」、「氏名」、「士業種別」、「事務所の名称及び所在地」並びに「研修修了の有無」は、法5条1号の個人に関する情報に該当するとして不開示としていたため、諮問庁においても当初の理由説明書において、同号を根拠条文と考えて不開示理由を説明していたが、改めて検討したところ、登録政治資金監査人は、個人としての資格でなるものであり、その上で、政治資金監査という業務を行い、報酬を得ているものであることから、法5条2号の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するものと考え、次のとおり不開示理由を説明する。

非公告としたいと申請があった登録政治資金監査人は、次に掲げるような事情で非公告申請しているものと考えられる。

ア 不特定の国会議員関係政治団体からの政治資金監査の依頼を望まない。

イ 政治資金監査報告書には登録政治資金監査人の氏名が記載され政治資金収支報告書とともに公開されていることから、当該者が行った政治資金監査の結果などについて不特定多数の者から悪意ある連絡を受けるとおそれがある。

ウ 政治資金監査は、士業の本来業務ではなく、個人として政治団体から請け負うものであり、事務所を自宅と兼ねている者が多い。

エ 犯罪に巻き込まれる可能性（DVやストーカー被害等）があり、生命

又は身体に急迫の危険がある。

こうした点を考慮せずに、当該非公告としている情報を本人の意思に反して公開すると、登録政治資金監査人として行っている事業、すなわち政治資金監査及びこれに付随する関連業務に重大な支障を来すおそれがあるほか、場合によっては、士業としての本来の業務にも支障を来すおそれもあり、法5条2号イの「公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当することから、不開示とすることが相当である。

また、非公告としている情報は公告が前提とされているものではなく、上述のようなおそれがあるにもかかわらず、全て公開されることとなると、登録政治資金監査人への登録は飽くまで任意であるので、将来的に登録政治資金監査人への登録を控えることとなり、地域的な偏在も大きいことから、安定的な登録政治資金監査人の確保という政治資金適正化委員会の事務に悪影響を及ぼす可能性がある。加えて、公認会計士及び税理士に関しては、事務所の名称及び所在地について特段の事情により非公告としたい旨の請求が認められた者の情報を公開しない取扱いとしており、公認会計士の事務所の所在地に関しては、監査法人以外の個人事務所については市区町村名までの公開とされていることも確認しているが、各士業団体で公開しない取扱いとしている者や、市区町村名までの公開とされている公認会計士について、各士業団体で公にされている情報以上の情報を開示することは、各士業団体との関係を悪化させ、今後の協力を得られなくなるおそれがある。このため、法5条6号柱書きの「公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当することから、不開示とすることが相当である。

なお、非公告としたい旨の申請は、非公告としたい者の判断に委ねており、個別具体的な事情は把握しておらず、上述の事情は、非公告としたい旨の申請があった登録政治資金監査人から聞き取ったものや、政治団体とのやりとりが中心となる政治資金監査の業務態様等から想定されるものを書き出したものであるが、いずれにしても、総務省ホームページ上への各種情報の掲載に際しては、登録を受けた登録政治資金監査人に対して、公告の可否を聴取等した上で、非公告としたい旨の申請があった者に係る情報については非公告としているものであり、これらの情報を本人の意思に反して公開することは、信義則に反するものとする。

以上のことから、原処分は結論において相当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| ③ 同年4月17日 | 審議              |
| ④ 同年5月29日 | 本件対象文書の見分及び審議   |
| ⑤ 同年6月20日 | 審議              |
| ⑥ 同年7月31日 | 審議              |
| ⑦ 同年8月8日  | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑧ 同月25日   | 審査請求人から意見書を收受   |
| ⑨ 同年9月11日 | 審議              |
| ⑩ 同月25日   | 審議              |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「登録政治資金監査人のうち、非公告としたい旨の申請があった方についての非公告の情報が分かるもの」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書のうちの一部（以下「本件不開示部分」という。）について、法5条1号の個人に関する情報であるとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、不開示理由の該当条文を法5条2号イ及び6号柱書きに修正した上で、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 本件対象文書

ア 本件対象文書は、登録政治資金監査人に係る情報を、総務省ホームページに掲載して公開するために作成された、「登録政治資金監査人の登録一覧（登録番号順）（平成28年10月31日現在）」と題する表形式の文書（155枚）であり、「登録番号」、「登録年月日」、「氏名」、「士業種別」、「事務所の名称及び所在地」及び「研修（政治資金規正法19条の27第1項の規定によるもの。以下同じ。）修了の有無」の各欄により構成されていて、5,163人の登録政治資金監査人に係る上記の情報が記載されているところ、そのうちの43人に関する「士業種別」欄、「事務所の名称及び所在地」欄及び「研修修了の有無」欄の一部（本件不開示部分）が不開示とされていると認められる。

イ ところで、登録政治資金監査人とは、政治資金規正法及び政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）に基づき、政治資金適正化委員会に備える登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所、本籍、弁護士、公認会計士又は税理士であることの別並びに所

属事務所等の名称及び所在地が登録された政治資金監査人であるところ、政治資金規正法19条の24により、政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人の登録をしたとき及びその登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨及び登録を抹消した場合にはその事由を、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告しなければならないとされている。

ウ この点に関し、諮問庁は、総務省ホームページに掲載する事項のうち、「弁護士、公認会計士又は税理士であることの別」、「事務所の名称及び所在地」及び「研修修了の有無」の各欄に記載されている情報については、政治資金監査人に登録申請しようとする者において、非公告としたい事項を登録申請書とともに政治資金適正化委員会に提出するという取扱いが行われており、これを受けて、総務省においては、登録申請の際に登録政治資金監査人の承諾を得た事項に限り、総務省ホームページに掲載することとしている旨説明するので、以上を前提として検討を進めることとする。

## (2) 諮問庁の説明の要旨

ア 諮問庁は、本件対象文書中に記載された情報は、法5条2号の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するところ、本人の意思に反して本件不開示部分を公開すると、登録政治資金監査人として行っている政治資金監査及びこれに付随する関連業務等に重大な支障を来すおそれがあるほか、場合によっては、士業としての本来の業務にも支障を来すおそれもあるなどとして、同号イの「公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当する旨説明する。

イ さらに、諮問庁は、本件不開示部分に記載された情報は、公告が前提とされているものではなく、以下の(ア)及び(イ)の理由により、法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

(ア) 上記アのようなおそれがあるにもかかわらず、全て公開されることとなると、登録政治資金監査人への登録はあくまで任意であるので、将来的に登録政治資金監査人への登録を控えることとなり、登録政治資金監査人の地域的な偏在も大きいことから、安定的な登録政治資金監査人の確保という政治資金適正化委員会の事務に悪影響を及ぼす可能性がある。

(イ) 公認会計士及び税理士に関しては、事務所の名称及び所在地について特段の事情により非公告としたい旨の請求が認められた者につきその情報を公開しない取扱いがなされているところ、公認会計士の事務所の所在地に関しては、監査法人以外の個人事務所については市区町村名までの公開とされ、また、各士業団体で公開しない取

扱いとされている者や、市区町村名までの公開とされている公認会計士について、各士業団体で公にされている情報以上の情報を開示することは、各士業団体との関係を悪化させ、今後の協力を得られなくなるおそれがある。

### (3) 検討

登録政治資金監査人は、政治資金規正法19条の18第1項に基づき、弁護士、公認会計士又は税理士が個人の資格で登録した上で、報酬を得て政治資金監査業務を行うものであるから、本件対象文書に記載された登録政治資金監査人に係る情報は、法5条2号の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当すると認められる。

そこで、本件不開示部分に記載された情報の法5条2号イ及び6号柱書き該当性について、以下、検討する。

ア 「士業種別」欄及び「事務所の名称及び所在地」欄に記載された情報について

(ア) 当審査会事務局職員をして、弁護士、公認会計士及び税理士の所属するいわゆる士業団体（以下「各団体」という。）のホームページにおける所属会員に係る情報の公表状況を確認させたところ、各団体のホームページにおいて、所属する会員に関し、本件不開示部分のうちの「士業種別」はもとより、「事務所の名称及び所在地」に相当する情報の多くが既に公表されていると認められる。

そうすると、標記の不開示部分中の、少なくとも各団体のホームページにおいて公表されている情報と同一の部分については、これを公にしたとしても、当該登録政治資金監査人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、法5条2号イには該当しないが、その余の部分については、当該部分の記載内容に照らし、上記(2)アの諮問庁の説明は是認でき、これを覆すに足りる事情もないから、同号イに該当すると認められる。

(イ) 上記(ア)を前提に検討すると、標記の不開示部分中の、各団体のホームページにおいて公表されている情報と同一の部分については、これを公にしたとしても、諮問庁が上記(2)イで説明するような、将来的に安定的な登録政治資金監査人の確保が困難になることや、各団体との関係を悪化させ、今後の協力を得られなくなるといった支障が生ずると認めることは困難であるというほかはないから、同条6号柱書きにも該当しない。

(ウ) 以上を踏まえると、標記の不開示部分中、別紙の「士業種別」欄及び「事務所の名称及び所在地」欄の各「開示すべき部分」欄に記載された部分については、各団体において公表されている情報と同一であると認められ、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該

当しないから、開示すべきであるが、当該部分を除く部分は、同条2号イに該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 「研修修了の有無」の欄に記載された情報について

(ア) 登録政治資金監査人が行う政治資金監査は、政治資金規正法19条の13第1項により、政治資金適正化委員会が同法19条の27第1項に基づき行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人が行うこととされているところ、標記の不開示部分に記載された情報は、登録政治資金監査人に登録した者が、登録後に上記の研修を修了したかどうかの情報であるが、これが各団体のホームページなどで公にされていることをうかがわせる事情は見当たらない。

(イ) そこで、標記の不開示部分に記載された情報を公にした場合に、登録政治資金監査人の正当な利益を害するおそれがあるか否かについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、「研修修了の有無」を非公告としたいとする登録政治資金監査人の個別具体的な事情は把握していないが、登録政治資金監査人においては、不特定の国会議員関係政治団体からの政治資金監査の依頼を望まないといった事情で非公告申請をしているケースなどが考えられ、その場合には、非公告とすることによって自ら望まない監査依頼を受けることが少なくなるという利益があると考えられる旨説明する。

(ウ) 上記(イ)の諮問庁の説明は、必ずしも不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、標記の不開示部分に記載された情報は、これを公にすることにより、登録政治資金監査人の営業方針に関わる正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条2号イ及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別紙に掲げる部分を除く部分は、同条2号イに該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同条2号イ及び6号柱書

きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。  
(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（開示すべき部分）

欄 名	開示すべき部分（行数は全て表内の登録事項の行数である。）
「士業種別」	2頁の14行目及び28行目，5頁の14行目，11頁の13行目，12頁の7行目，14頁の16行目，40頁の10行目，59頁の21行目，75頁の14行目，95頁の9行目及び16行目，103頁の2行目，108頁の10行目，121頁の18行目並びに130頁の27行目
「事務所の名称及び所在地」のうち「名称」	2頁の14行目及び28行目，5頁の14行目，9頁の3行目，11頁の13行目及び27行目，12頁の7行目，14頁の16行目，16頁の21行目，30頁の6行目，34頁の30行目，37頁の1行目，40頁の10行目，51頁の9行目，59頁の21行目，75頁の14行目，89頁の7行目，95頁の9行目及び16行目，101頁の17行目，103頁の2行目，121頁の18行目，123頁の18行目，126頁の22行目，130頁の27行目，137頁の10行目並びに153頁の27行目
「事務所の名称及び所在地」のうち「所在地」	2頁の14行目及び28行目（市区町村名まで），4頁の9行目，5頁の14行目，8頁の13行目（都道府県名まで），9頁の3行目，11頁の13行目及び27行目（市区町村名まで），12頁の7行目，14頁の15行目，16頁の21行目（市区町村名まで），30頁の6行目，34頁の30行目（都道府県名まで），37頁の1行目，40頁の10行目，51頁の9行目（市区町村名まで），53頁の7行目（市区町村名まで），59頁の21行目，63頁の25行目（市区町村名まで），75頁の14行目，85頁の9行目（市区町村名まで），89頁の7行目（市区町村名まで），95頁の9行目及び16行目，101頁の17行目（市区町村名まで），103頁の2行目，121頁の18行目，122頁の19行目（市区町村名まで），130頁の27行目，136頁の2行目（都道府県名まで）及び7行目（市区町村名まで），137頁の10行目（市区町村名まで），140頁の14行目（都道府県名まで），147頁の13行目（市区町村名まで）及び14行目（市区町村名まで）並びに153頁の27行目

(注) 1 上記第5の2(3)ア(ア)に掲げる各団体ホームページにおける所属会員に係る情報の公表状況は，平成29年5月29日現在である。

2 上表中「市区町村名」とは最小行政区画をいう。